

16 生活衛生対策

〔現況及び施策の方向〕

1 生活衛生対策

県民の日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生環境を確保するため、監視指導を実施するとともに、公益財団法人広島県生活衛生営業指導センターを通じて生活衛生関係営業者の経営の健全化を促進し、併せて、消費者の利益の擁護に努める。

公衆浴場は住民の保健衛生上欠くことのできない施設であるため、設備改善資金などの助成を行うことにより、経営の安定化と公衆浴場の確保に努める。

2 水道整備対策

本県における水道普及率は、令和元年度末 94.8%で、全国平均の 98.1%に比べ 3.3 ポイント下回っている。

このため、市町が水道未普及地域解消のために行う水道施設整備については、国庫補助及び交付金制度の活用により促進を図る。

また、水の安全・安心や安定給水を確保するため、地震や濁水など災害に強い水道施設整備の促進を図るとともに、水道施設等の立入検査を実施し、適正な施設管理、水質管理等について指導を行う。

第1表 水道普及率の推移

(単位 %)

区 分		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
普及率	県	94.8	94.5	94.4	94.3	94.2
	全 国	98.1	98.0	97.9	97.9	97.8

3 動物愛護対策

動物愛護思想の普及啓発、動物による人身等への危害防止、野犬の保護、動物取扱業の監視指導及び危険な動物（特定動物）の飼養施設の監視指導等を行い、住み良い生活環境づくりを図る。

〔事業の内容〕

1 生活衛生対策（予算額 45,131 千円）

(1) 生活衛生関係施設の監視指導（予算額 16,816 千円）

理容所、美容所、興行場、旅館、届出住宅、公衆浴場、クリーニング所、特定建築物及び墓地等の監視指導を計画的に実施し、衛生水準の向上を図る。

なかでも、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場、旅館業の入浴施設について、重点的に指導することとする。（昭和22年度創設）

第2表 生活衛生関係施設監視指導状況（令和3年3月31日現在）

(単位 か所、件)

年度	区 分	理 容 所	美 容 所	興 行 場	旅 館	公衆浴場	ク リ ー ニ ン グ 所	特 建 築 物	墓 地 其 他
R2	施 設 数	139	281	1	38	17	65	40	4,325
	監 視 指 導 延 件 数	5	21	1	10	12	27	1	8
R1	施 設 数	142	271	1	42	17	70	39	4,325
	監 視 指 導 延 件 数	2	13	0	18	14	3	2	17
H30	施 設 数	146	267	1	42	16	70	38	4,316
	監 視 指 導 延 件 数	10	25	0	9	9	21	3	8

(注) 1 大竹市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町が対象。ただし、墓地その他には、大竹市を含まない。

(注) 2 その他とは、火葬場及び納骨堂をいう。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導（予算額 23,894 千円）

生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて、その衛生水準の向上を図るとともに、消費者等の利益を擁護するため、（公財）広島県生活衛生営業指導センターが行う事業に対し助成する。（昭和 56 年度創設）

○ 生活衛生営業指導センター補助金

（公財）広島県生活衛生営業指導センターが生活衛生営業相談室を設置し、経営指導員、経営特別相談員による経営、融資、衛生面等の相談指導を行うとともに、講習会の開催、消費者からの苦情処理、広報紙の発行による情報提供等を行う事業に助成する。

第 3 表 生活衛生営業指導センターへの補助金交付状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 千円）

区 分	令和 3 年度（予定）	令和 2 年度	令和元年度
生活衛生営業指導センター補助金	23,894	24,106	23,838

〔負担割合 県 1/2, 国 1/2〕

（ただし、補助額のうち 948 千円については、単県補助分である。）

(3) 公衆浴場確保対策事業（予算額 4,251 千円）

公衆浴場の確保を図るため、設備改善補助、施設整備資金利子補給費補助等の措置を講じ、経営の安定化、衛生水準の維持向上に努める。（昭和 48 年度創設）

第 4 表 一般公衆浴場利用者及び入浴料金状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 施設, 人, 円）

区 分	施設数	平均入浴 人 員	入 浴 料 金（円）			施行日
			大 人	中 人	小 人	
令和 2 年度	48	106.3	450	200	100	R1.10.1
令和元年度	52	110.4	450	200	100	R1.10.1
平成 30 年度	52	110.4	430	150	70	H27.9.1

（注）1 広島市、呉市、福山市を含む。

（注）2 施設数は年度末数を示す。

（注）3 入浴人員は、1 施設 1 日当たりの平均人員（前年度実績）

第 5 表 一般公衆浴場施設整備資金利子補給費補助金交付状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件, 円）

区 分	件 数	補助金額
令和 3 年度（予定）	14	611,000
令和 2 年度	4	493,751
令和元年度	4	525,703

第 6 表 一般公衆浴場設備改善補助金交付状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 円）

区 分	件数	補助金額	摘 要
令和 3 年度 （予定）	15	3,009,000	給湯用ボイラー 2 件 ろ過機 1 件 温水器 1 件 煙突 1 件 配管設備 1 件 浴室タイル 2 件 空調設備 1 件 バーナー 1 件 熱交換器 1 件
令和 2 年度	9	2,161,368	給湯用ボイラー 4 件 配管設備 1 件 空調設備 4 件
令和元年度	9	2,383,080	給湯用ボイラー 3 件 配管設備 3 件 空調設備 1 件 バーナー 1 件 熱交換器 1 件

（注）広島市、呉市、福山市を含む。

〔負担割合 県 1/4, 市町 1/4, 設置者 1/2〕

(4) クリーニング師の試験及び免許（予算額 170 千円）

クリーニング師の免許取得に係る試験を実施するとともに、合格者に免許を与える。（昭和 26 年度創設）

第7表 クリーニング師試験結果及び年度別新規免許交付者数

(単位 人, %)

区 分	受 験 者	合 格 者	合 格 率	免 許 交 付 者
令和2年度	30	22	73.3	21
令和元年度	25	22	88.0	22
平成30年度	36	33	91.7	33

2 水道整備対策（予算額 2,295,395千円）

(1) 水道事業の認可等

県内の水道事業（給水人口5万人以下に限る。）の創設認可，変更認可及び廃止許可を行う。（昭和33年度創設）

また，事業内容の軽微な変更，事業全ての譲り受けに伴う事前届出及び事業の譲り渡しに伴う事業廃止届の受理を行う。（変更認可等に係る手続きの簡素化を図るため，平成14年度から制度改正）

第8表 水道事業の認可等の状況（令和3年3月31日現在）

(単位 件)

区 分	上 水 道					簡 易 水 道				
	創設	変 更		廃 止		創設	変 更		廃 止	
		認可	届出	許可	届出		認可	届出	許可	届出
令和2年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0
平成30年度	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

(2) 水道施設管理指導（予算額 4,813千円）

ア 水道施設維持管理指導

水道施設等の適正な維持管理を行い，安全な水の安定供給を確保するため，立入検査等を計画的に実施し，衛生対策や危機管理対策の強化を図る。

(ア) 水道施設の適正管理指導

水道水の安全性と安定的な供給の確保を図るため，水道施設（専用水道を含む。）に対する立入検査を実施し，適正な施設の維持管理及び水道法の遵守について指導する。

(イ) 簡易専用水道の適正管理指導

適正な維持管理を確保するため，簡易専用水道に対する立入検査及び定期検査の受検指導を実施する。

(ウ) 飲用井戸等の衛生対策指導

飲用に供する井戸及び水道法の規制対象とならない小規模水道施設の衛生確保を図るため，市町と協力して啓発・指導を実施する。

イ 水道水質管理指導

水道水質基準の確保等を図るため，広島県水道水質管理計画（平成16年2月改定）に基づく水質の監視，県と水道事業者との化学物質情報共有体制の整備など，円滑な水質管理を指導する。

(3) 水道施設整備指導等（予算額 3,305千円）

ア 水道整備計画調査指導等

水道普及の促進を図るため，水道整備計画等に係る市町への助言・指導を行う。

(ア) 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画調査指導等

水道事業者等に対し，水道を整備するための基本計画，施設形態，建設財源等について技術的な助言・指導を行う。

(イ) 水道普及促進指導等

衛生的な飲用水の確保が必要な地域において、水道施設の整備を推進しようとする市町に対し、水道法上の手続きや国庫補助及び交付金制度の活用等について助言・指導を行う。

イ 水道施設整備事業指導監督

地方公共団体等が実施する国庫補助及び交付金対象施設整備事業の円滑・適切な執行を図るため、指導監督を行う。

(ア) 簡易水道等施設整備事業

a 一般簡易水道等施設整備事業

市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 27 年度創設）

対象：1 町（2 事業）

b 離島簡易水道等施設整備事業

離島市町が簡易水道等施設の新設、拡張等を行う事業（昭和 32 年度創設）

対象：なし

第 9 表 簡易水道等施設整備事業実施状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、千円）

区 分	一般簡易水道等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 3 年度	2	46,200	18,480
令和 2 年度	2	12,650	5,060
令和元年度	2	152,500	60,366

[負担割合 国 1/4~1/2, 市町 1/2~3/4]
(令和 3 年 4 月 1 日現在)

(イ) 水道水源開発等施設整備事業

a 水道水源開発施設整備事業（昭和 42 年度創設）

ダム等水道水源開発のための施設及び関連施設の整備事業

対象：なし

b 高度浄水施設等整備事業（平成 3 年度創設，平成 7 年度改正）

対象：なし

c 水道水源開発等施設整備事業(緊急対策に限る)(平成 30 年度創設)

(a) 浸水対策事業 対象 なし

(b) 土砂対策事業 対象 県（1 事業）

第 10 表 水道水源開発等施設整備事業（緊急対策）

（単位 件、千円）

区 分	水道水源開発等施設整備事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 3 年度	1	297,859	99,286
令和 2 年度	2	72,727	24,242
令和元年度	2	221,615	73,871

[負担割合 国 1/3]

(ウ) 水道施設耐震化等交付金事業（平成 28 年度創設）

a 水道事業運営基盤強化推進等事業

(a) 水道広域化施設整備事業

対象：県（1 事業）

(b) 遠隔監視システム整備事業

対象：なし

b 水道施設等耐震化事業

(a) 簡易水道再編推進事業

対象：なし

(b) 生活基盤近代化事業

対象：2 市 2 町（6 事業）

(c) 緊急時給水拠点確保等事業

対象：3 市（8 事業）

(d) 水道管路耐震化等推進事業

対象：県及び 6 市（8 事業）

(e) 高度浄水施設等整備事業

対象：県（1 事業）

c 官民連携等基盤強化推進事業

対象：なし

(4) 水道施設耐震化等交付金事業（予算額 2,287,277 千円）

水道施設の耐震化の取組や老朽化対策，水道事業の広域化の取組を支援するため，国から交付される生活基盤施設耐震化等交付金を地方公共団体等に補助する。（平成 28 年度から，国から市町等への直接補助から，県を通じた間接補助となった。）

第 11 表 水道施設耐震化等交付金事業実施状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，千円）

区 分	水道事業運営基盤強化推進等事業			水道施設等耐震化事業		
	対象事業数	補助対象事業費	補助金額	対象事業数	補助対象事業費	補助金額
令和 3 年度	1	3,269,700	1,089,900	23	3,695,548	1,105,433
令和 2 年度	1	2,883,747	961,248	22	2,324,899	687,654
令和 元 年度	2	1,720,400	573,466	14	2,038,275	655,814

(注) 1. 負担割合 国 1/4～1/2，市町 1/2～3/4

2. 令和 3 年度は令和 3 年 4 月 1 日現在を掲載。

3. 令和 3 年度水道施設耐震化等交付金事業の実施市町数等は，「(3)水道施設整備指導等」イ(ウ)に記載。

(5) 広島県水道整備基本構想（第 2 次）～広島県水道ビジョン～<平成 23 年 3 月改定>の推進

将来にわたり持続可能な水道を構築するため，広島県水道ビジョンにおいて年次目標を定めてその達成を図った。平成 30 年 4 月に市町と県による広島県水道広域連携協議会を設置し，令和 2 年 5 月まで 5 回の協議会を開催し，令和 2 年 6 月に広島県水道広域連携推進方針（水道広域化プラン）を策定した。令和 3 年 4 月に県と企業団への参画に賛同する 15 市町の間で基本協定を締結し，今後は令和 4 年 11 月に企業団を設立し，令和 5 年度から企業団としての事業を開始する予定である。

3 動物愛護対策（予算額 161,953 千円）

平成 26 年 3 月に改定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努める。

(1) 動物保護管理事業

ア 野犬の保護等

野犬の保護業務により、犬による危害防止に努めるとともに、負傷疾病犬等の収容措置を実施する。

第 12 表 負傷疾病犬等収容措置の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和 2 年度	12	38	50
令和元年度	7	81	88
平成 30 年度	14	107	121

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 動物愛護事業

ア 犬・猫の引取等

動物愛護センター（昭和 55 年度創設）において、犬・猫の引取りを実施し、動物の適正な取扱いの徹底を期する。また、動物愛護思想の普及啓発を図るため、動物愛護教室を拡充強化する。

第 13 表 犬・猫引取等実施状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分	定点	持参	センター動物保護		合 計	返 還	譲 渡	その他※
			保護	引取				
令和 2 年度	犬	475	156	541	1,172	41	1,159	46
	猫	386	7	7	393	4	343	37
	計	861	156	548	1,565	45	1,502	83
令和元年度	犬	702	208	601	1,511	44	1,238	216
	猫	952	66	66	1,018	3	907	104
	計	1,654	208	667	2,529	47	2,145	320
平成 30 年度	犬	774	211	680	1,665	42	1,479	80
	猫	783	22	22	805	1	746	42
	計	1,557	211	702	2,470	43	2,225	122

（注）広島市、呉市、福山市を除く。なお、定時定点引取りについては、平成 27 年 3 月 31 日で廃止した。

（注）※譲渡することが適切でない（治癒見込がない病気や、攻撃性がある等）ため安楽死した犬猫、収容中に自然死した犬猫等の計

イ 特定動物の飼養許可指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、特定動物の飼養を許可するとともに、適切な飼養を指導する。（平成 18 年度創設）

第 14 表 特定動物飼養状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件、頭）

区 分	おながざる科	かみつきがめ科	にしきへび科	ボア科	くさりへび科	どくとかげ科	計
許可件数	4	8	1	1	1	1	16
飼養頭数	5	7	1	1	100	2	116

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

ウ 動物取扱業の登録指導

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づき、動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱いを指導する。（平成 12 年度創設）

第 15 表 第一種動物取扱業登録施設数（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，施設）

区 分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	実施設数
令和2年度	174	221	6	36	40	1	363
令和元年度	169	222	6	35	39	0	323
平成30年度	164	219	4	33	34	1	338

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第 16 表 第二種動物取扱業登録施設数（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，施設）

区 分	譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	実施設数
令和2年度	15	4	1	0	0	16
令和元年度	13	2	1	0	0	5
平成30年度	10	1	1	0	0	11

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

(3) 「いのちを守る！」動物愛護強化推進事業

ア 動物愛護センター整備事業

犬猫の収容頭数削減対策及び返還譲渡促進対策の実施に必要な施設機能を強化し，新たに P F I 手法により移転整備する動物愛護センターについて，P F I 事業者による土地造成及び建設工事の確認業務等を行う。

イ 野良犬・野良猫等対策事業

動物愛護センターに収容される犬猫の削減対策を強化する。定時定点引取を廃止して全ての引取り依頼に動物愛護センターが相談・対応できる体制を確保する（平成 27 年度創設）とともに，野良犬・野良猫対策に取り組む市町に対する助成（平成 27 年度創設）及び地域猫活動の不妊支援制度（平成 28 年度創設）により，地域・自治会単位で行う野良犬・野良猫対策を促進する。

また，返還促進対策のため，個人に譲渡する全ての犬猫に対しマイクロチップ装着（平成 30 年度開始）を行う。

第 17 表 野良犬・野良猫対策市町補助金交付状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，千円）

区 分	利用市町数	補助金額	補助対象事業			
			野良対策普及啓発	野良猫対策協議会	猫忌避対策道具貸出	その他※
令和2年度	11	1,865	2	0	3	9
令和元年度	8	1,370	3	0	3	5
平成30年度	9	1,291	3	1	1	6

（注）広島市，呉市，福山市を除く。予算額 4,000 千円（1 市町 200 千円）

※保護機（大型サークル）購入，犬猫譲渡会の開催，地域猫活動補助等

第 18 表 地域猫活動実施状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 件，頭）

区 分	承認箇所数	手術頭数
令和2年度	50	742
令和元年度	23	382
平成30年度	27	199

（注）広島市，呉市，福山市を除く。

第 19 表 マイクロチップ装着の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

（単位 頭）

区 分	犬	猫	計
令和2年度	164	57	221
令和元年度	131	81	212

（注）広島市，呉市，福山市を除く。